

長野市介護保険条例の改正について(報告)

地域包括ケア推進課

令和元年度9月市議会定例会、12月市議会定例会にて長野市介護保険条例の改正を行いました。

本来であれば、あらかじめ審議会にご相談申し上げるところでしたが、時間がなかったため、それぞれ7月と11月に資料をお送りしてご確認いただいたところです。

事後にはなりますが、両案件とも今回の老人福祉専門分科会にてご報告申し上げますものです。

改正内容

①消費税引上げに伴う介護予防・日常生活支援総合事業「基準緩和サービス」利用単価の引上げについて

(9月市議会定例会提出案件)

②台風第19号の被災者に係る介護予防・日常生活支援総合事業「基準緩和サービス」利用料の減免について

(12月市議会定例会提出案件)

介護予防・日常生活支援総合事業の概要

(一部抜粋)

<平成26年介護保険法改正>

介護予防給付によるサービス
(要支援1、2向け)

訪問介護

通所介護

平成28年10月
市事業へ移行済

変更なし

- ・ 訪問看護
- ・ 訪問リハビリテーション
- ・ 通所リハビリテーション
- ・ 短期入所療養介護
- ・ 居宅療養管理指導
- ・ 特定施設入所者生活介護
- ・ 短期入所者生活介護
- ・ 訪問入浴介護
- ・ 認知症対応型通所介護
- ・ 小規模多機能型居宅介護
- ・ 認知症対応型共同生活介護
- ・ 福祉用具貸与
- ・ 福祉用具販売
- ・ 住宅改修 など

(I) 介護予防・生活支援サービス
(第1号事業)

訪問型サービス

介護予防訪問介護相当
サービス (指定事業
所)

介護保険法で規定

基準緩和サービス
(指定事業所)

今回、条例で規定

通所型サービス

介護予防通所介護相当
サービス (指定事業
所)

介護保険法で規定



基準緩和サービス
(指定事業所)

今回、条例で規定

同じ基準で減
免できる

①基準緩和サービス利用単価の引上げについて

単位一覧

	サービスの種類	地域単価	消費税分引上げ前単位 (令和元年9月まで)	基本乗せ率	消費税分引上げ後単位 (令和元年10月以降)
訪問型 ※加算・減算なし	介護予防サービス計画等において 1週間当たり1回程度の訪問型基準 緩和サービスが必要とされている者 (対象:要支援1・2・事業対象者)	10.21円	1回 204単位(2,082円) 月4回以上 818単位 (8,351円)	 0.31%	1回 205単位(2,093円) 月4回以上 821単位 (8,382円)
	介護予防サービス計画等において 1週間当たり2回程度の訪問型基準 緩和サービスが必要とされている者 (対象:要支援1・2・事業対象者)		1回 204単位(2,082円) 月8回以上 1,635単位 (16,693円)		1回 205単位(2,093円) 月8回以上 1,641単位 (16,754円)
通所型 ※加算・減算なし	介護予防サービス計画等において 1週間当たり1回程度の通所型基準 緩和サービスが必要とされている者 (対象:要支援1・事業対象者)	10.14円	1回 288単位(2,920円) 月4回以上 1,153単位 (11,691円)	 0.45%	1回 289単位(2,930円) 月4回以上 1,158単位 (11,742円)
	介護予防サービス計画等において 1週間当たり2回程度の通所型基準 緩和サービスが必要とされている者 (対象:要支援2・事業対象者)		1回 295単位(2,991円) 月8回以上 2,364単位 (23,970円)		1回 296単位(3,001円) 月8回以上 2,375単位 (24,082円)

【参考】

国の「消費税率引上げにあわせた介護報酬等に係る消費税の取扱い」について

○介護報酬等については、基本報酬への上乗せを行う。

○人件費、その他の非課税品目を除いた課税費用の割合を算出し、これに税額引き上げ分を乗じて基本単位数への上乗せ率を算出する。

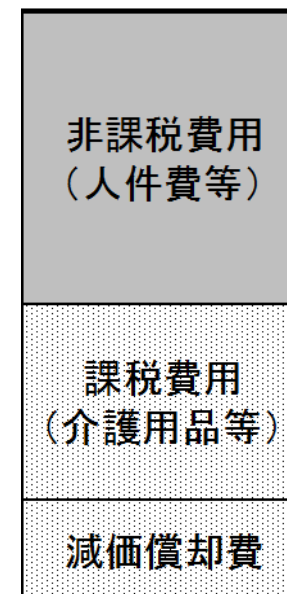
介護保険サービス
における費用構造

※介護保険サービスにおける費用構造推計(国が示したサービス費用ごとの値)

- ・訪問介護(介護予防を含む)・・・課税費用割合 16.5%
(人件費等非課税費用83.5%)
- ・通所介護(介護予防を含む)・・・課税費用割合 24.1%
(人件費等非課税費用75.9%)

基本単位上乗せ率 = 課税費用割合 × (110/108-1)

訪問介護(介護予防を含む)の基本上乗せ率 0.31%
通所介護(介護予防を含む)の基本上乗せ率 0.45%



(社保審一介護給付費分科会 第166、168回資料より)

②基準緩和サービス利用料の減免について

○災害救助法に係る、台風第19号で被災された被保険者に対する減免の内容

(厚生労働省の通知より)

- ①住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をされた方
(サービス事業所の窓口で本人が申告することで適用される。罹災証明書は不要)
- ②主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負われた方
- ③主たる生計維持者の行方が不明である方
- ④主たる生計維持者が業務を廃止、又は休止された方
- ⑤主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方

◆特例支給割合 10割(ご本人負担なし)

◆特例支給期間 令和元年10月～令和2年1月(予定)

※令和2年2月以降も介護保険法に基づく介護給付・介護予防給付等と同様の減免措置を行う予定